

議案第24号

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 12 日 提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額等を改定するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、	

現 行	改 正 後	備 考																																						
前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) (略) ― (6) (略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,500円</td><td>13,350円</td><td>14,200円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800円</td><td>11,650円</td><td>12,500円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100円</td><td>9,950円</td><td>10,800円</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円	前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) (略) ― (6) (略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,900円</td><td>13,700円</td><td>14,500円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11,300円</td><td>12,100円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,700円</td><td>10,500円</td><td>11,300円</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	
階級		勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																					
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円																																					
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円																																					
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円																																					
階級	勤務年数																																							
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																					
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																					
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																					
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																					

現 行	改 正 後	備 考
備考 1 (略) 2 (略)	備考 1 (略) 2 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日 から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条 例の施行の日以後に支給すべき 事由の生じた損害補償並びに同 日前に支給すべき事由の生じた 同日以後の期間に係る傷病補償 年金、障害補償年金及び遺族補償 年金（以下この項において「傷病 補償年金等」という。）について 適用し、同日前に支給すべき事由 の生じた損害補償（傷病補償年金 等を除く。）及び同日前に支給す べき事由の生じた同日前の期間 に係る傷病補償年金等について は、なお従前の例による。	